

用語解説

用語解説

あ行

IC（アイシー）カード P39,41,53,55,62,69	プラスチック板に IC チップを組み込んだカードのこと。キャッシュカード、電子マネー、乗車券、ETC など、様々な用途に活用されており、商業分野での電子式のポイントカードとして活用も増えてきている。
1 店逸品運動 P39,53,62	商店街等の活性化の一環のために各地の商店街などで行われている運動で各店舗が独自のサービスや商品を提供して差別化戦略で消費者にアピールする運動。静岡県静岡市の静岡呉服町名店街が発祥の地で、全国に広がっている。
イルミネーション事業 P21	市内の商店会が、街路樹等にイルミネーションを飾りつけ、訪れた人々の目を楽しませるとともに、商店会を PR するための事業。冬の風物詩として親しまれている。
NPO P24,41,45	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織 行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

か行

買い回り品 （かいまわりひん） P20,33,40,54,66	最寄り品が普通生活雑貨のことを指すのに対し、耐久消費財や趣味品などを指す用語である。このような商品は価格や品質の比較のため、消費者がいくつかの商店を「買い回る」ためこのように呼ばれる。一般的に日用品の商圈よりも、買い回り品の商圈の方が広い。
観光農園 P35,47	果実やイチゴのもぎとりなど、レクレーションのため客に開放する農園のこと。 農林水産省の定義では、農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業をいう。
コミュニティビジネス P21,24	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。ボランティア活動とは異なり、より効率的に活動し、かつ始めた以上は、責任を持って継続的・安定的に行うために、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するもの。

さ行

シナジースキーム事業 P21,68	地域をよく知る商工会議所・商工会が軸となり、地元企業、行政、住民団体などが連携することで、地域経済の活性化を促進しようとする企画提案型の事業をいう。この事業は、平成 22 年度で終了する。
市民協働推進センター ゆめこらぼ P24	田無庁舎の隣、イングビル（南町五丁目6番 18 号）1 階にある。市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくことを目的としている。市民活動よろず相談や市民活動に役立つ講座の開催などを行っている。
循環型農業 P35	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業＝環境保全型農業と同義。 地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業を指す。
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（通称：地域商店街活性化法） P2,21	商店街を支援することにより、中小の小売商業者やサービス業者を振興するとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流に役立つ活動を活発化させることを促し、地域のコミュニティの担い手としての役割を強めることを目的とした法律で、平成 21 年 8 月 1 日に施行された。 ソフト事業等の商店街活動への支援の強化、空き店舗対策の強化、人材育成の支援など、全国的な見地から総合的な商店街支援措置を講じている。
生鮮 4 品 P20,26,41,54,67	従来の生鮮 3 品(青果・鮮魚・精肉)に、惣菜を加えた 4 品を指す。なお、標準商品コード体系の「生鮮 4 品等」に該当するのは、青果、水産物、食肉、花き。
創業支援・経営革新相談センター P24,39,52,58,69	田無庁舎の隣、イングビル（南町五丁目6番 18 号）1 階にある。創業・開業を予定している事業者や、経営革新を考える事業者をお手伝いする、事業者の身近な支援拠点である。産業振興マスタープランの策定を受け、今後、商店街支援、ものづくり事業者のマッチング支援等も取り組んでいく。
ソーシャルビジネス P21,24	地域社会で顕在化しつつある様々な社会的課題を、地域の住民と協力しながらビジネスの手法を活用して解決するビジネス。 環境保護、高齢者・障害者の介護・福祉から、共働き支援、青少年・生涯教育、まちづくり・まちおこし・観光等に至るまで、様々な課題が対象となる。

た行

<p>たま工業交流展</p> <p>P17</p>	<p>多摩地域の中小企業が有する個性豊かな技術や製品を一堂に展示し、製品開発力や加工技術等の紹介を通じた受注の拡大、パートナー企業の発掘に向けた情報収集など多摩地域の工業振興に繋がるビジネスチャンスの場を提供することを目的に、たま工業交流展実行委員会が主催して行う展示会。</p>
<p>多摩北部都市広域行政圏</p> <p>P9</p>	<p>共通する行政課題に連携協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスを提供することを目的に組織された「都市広域行政圏」（大都市周辺地域整備措置要綱に基づく圏域）。</p> <p>当初、小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の6市で構成されたため、田無市と保谷市が合併して5市になった後も「多摩六都」の愛称で呼ばれている。</p>
<p>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（通称：農商工等連携促進法）</p> <p>P2,P22</p>	<p>農林漁業者と食品産業等の商工業者の連携による新事業の展開を支援することを目的とした法律で、平成 20 年 7 月 21 日に施行された。同法の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販路の拡大等を支援している。</p> <p>同法の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販路の拡大等を支援している。</p>
<h2>な行</h2>	
<p>西東京市商工業振興基本条例</p> <p>P2</p>	<p>「商工業の振興は、地域経済が市民生活の礎であることにかんがみ、事業者、商店会等、商工会等、市及び市民が一体となって推進していく」ことを基本理念に掲げ、それぞれの立場が果たす具体的な役割を規定している。平成 18 年 4 月 1 日に施行された。</p>
<p>認定農業者</p> <p>P35,51,56</p>	<p>認定農業者制度は、平成 5 年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定制度。この制度は、農業者が、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指し、自ら作成する農業経営改善計画を、区市町村が基本構想に照らして認定し、その計画の達成に向けて支援を講じていこうとするもの。</p> <p>この制度により、認定された農業者を認定農業者という。</p>
<p>農業景観散策</p> <p>P14</p>	<p>西東京市内の農地のある風景を農業者の協力を得て、市民が楽しみながら農業について学び、散策する会。</p>

農業体験農園

P14,35

農業体験農園は、農業者の指導を受けながら、農業者が作成した作付計画に基づき決められた野菜栽培ができる農園。

は行

はなバス

P23,27,41,48,54

西東京市が運営するコミュニティバスの愛称。既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応するためのバスで、公共交通空白地域を中心に市内5路線が運行されている。

ま行

ものづくり工友会
(タマゴローⅠ号)

P17,26

商工会の工業部会に所属しているメンバーにより構成される組織。メンバー同士が協力し企画、開発を行い、情報交換や交流を深めていくことを目的とする。製造業の有志によって、それぞれの技術を持ち寄りオリジナルの抽選器（タマゴローⅠ号）を作製し、市民まつり、たま工業交流展に出展している。

や行

ら行

リーマンショック

P10

国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、対米の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、金融不安が深刻化する。金融市場のマヒを防ぐため、各国政府は相次いで税金を投じて銀行に資本注入や損失保証を行い「金融機関の公的管理」に踏み切ったが、危機は实体经济に波及。日米欧は軒並みマイナス成長に陥り、デフレ懸念も広がった。

わ行

ワーク・ライフ・
バランス

P25

仕事と生活の調和（バランス）のこと。

少子高齢化が急速に進む中で、2005年4月に次世代育成支援対策推進法が施行され、事業主は従業員の両立支援策など次世代育成支援のための行動計画を策定することとされるなど、企業に従業員の仕事と子育ての両立を支援する取り組みが求められている。